



チューリッヒの ネット火災保険

価額協定保険特約(建物新価・家財新価用)付き「住宅総合保険」

商品パンフレット 目次

3つの特長	P1
火災保険とは?	P2
補償内容	
火災保険(基本の補償)	P3
地震保険	P5
特約	P5
住まいのアシスタンスサービス	P6
保険料	P7
手続き方法	P8
よくある質問	P9

※本商品は、インターネット専用商品です。お電話でのお申込み受け付けはございません。※店舗などの併用住宅や、賃貸物件にお住まいの方はお申込みいただけません。 ※パンフレットは商品の概要を説明しています。ご契約の際は「重要事項のご説明」などを必ずご確認ください。

3つの特長

1 新築と同等の 金額を補償



もしもの時は、時価ではなく「新価（再調達価額）」でお支払い。新築時と同等の金額が保険金として支払われます。

「補償内容」について P3

2 ダイレクトならではの お手頃な保険料



ダイレクト販売により中間コストを抑え、お手頃な保険料を実現しました。

「保険料」について P7

3 ネットで完結の 簡単手続き



お見積りや手続きはネットで完結、いつでもお好きなときにお手続きいただけます。

「手続き方法」について P8



火災保険とは？

火災や地震などの偶発的に起きた事故や災害による
“住まい・暮らし”の損害に備える保険です。

チューリッヒのネット火災保険は、「火災保険（基本の補償）」「地震保険」「オプションの補償（特約）」の3種類の補償により、事故や災害による損害やリスクへの備えをカスタマイズできます。次のページからそれぞれ詳しくご紹介します。



火災保険（基本の補償）

火災や自然災害、盗難などによる
建物や家財への損害を補償します。



地震保険

地震・噴火などによる建物や
家財への損害を補償します。

特約

その他のリスクに
備えられます。



補償内容

火災保険（基本の補償）

火災はもちろん、自然災害や盗難による「建物」「家財」の損害、さらに損害が起きた時に発生する諸費用について、建物・家財それぞれ保険金額を限度に補償します。

	建物の損害例	家財の損害例
 火災、落雷、 破裂・爆発	火災が起きて建物が燃えた 火災保険の基本となる補償で、火災、落雷、破裂・爆発により建物や家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。	落雷で電話が壊れた
 風災、雪災、 雹（ひょう）災	台風で屋根が壊れた 台風などによる暴風、雹（ひょう）、豪雪などの自然災害による損害が生じた場合に保険金をお支払いします。	雹（ひょう）で窓ガラスが割れ 家具が傷ついた
 水災	台風で川が氾濫、床上浸水で 床を張り替えた 台風や暴風雨などが原因で起こる洪水・高潮・土砂崩れなどによる損害を補償します。建物や家財にそれぞれの再調達価額の30%以上の損害が生じたとき、または建物が床上浸水となり、損害が生じたときに、保険金をお支払いします。 <ご注意>「水災補償対象外特約」付帯の場合は「水災」の事故による損害は補償されません。	洪水で床上浸水が起き 家電が使えなくなった
 水濡れ、外部 からの物体の 衝突など	外部から自動車が衝突して 家屋や外壁が壊れた 上階などからの水漏れにより損害が生じた場合や、建物外部からの物体の飛来・落下・衝突、車の飛び込みや、騒擾（そうじょう）などに伴う破壊行為で建物や家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。	上階から水が漏れてきて 家財が使えなくなった
 盗難	空き巣に窓ガラスや 錠を壊された 未遂も含め、空き巣などが屋内に侵入する際に壊した窓ガラスや錠などの損害を補償します。家財の補償もご選択の場合は、現金なども一定の金額の範囲内で補償します。	空き巣に現金やパソコン などを盗まれた

 地震火災費用	地震による火災で 家が半焼した 地震などを原因とする火災で、「保険の対象となる建物が火災で半焼以上(※1)となったとき」または「保険の対象となる家財が火災で全焼(※2)となったとき」に保険金をお支払いします。	地震による火災で 家財が全焼した
 残存物 取片づけ費用	強風により屋根が飛ばされ 散らばった屋根板を撤去した 損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、取り壊し費用・取片づけ清掃費用・搬出費用について被保険者が負担した費用の額(実費)をお支払いします。なお、損害保険金の額×10%が限度となります。	火災で燃え残った 家財を撤去した
 損害防止費用	火災で使用した消火器を 買い直した 火災、落雷、破裂・爆発の事故において、損害の発生・拡大の防止のため、必要または有益な費用を被保険者が負担した場合、損害防止費用として当社が負担します。	消火活動中に破れた衣類を 買い直した
 失火見舞費用	自宅の火災で 隣家の壁が燃えた ご自宅(保険の対象)から発生した火災、破裂または爆発が原因で近隣の建物を燃やしてしまった場合などの際に、お見舞金としてお支払いする費用です。	自宅の火災で隣家が延焼、 家財が燃えた

※1 建物の主要構造部の火災による損害額が、その建物の再調達価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積の延床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。

※2 家財の火災による損害額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。この場合における家財には高額貴金属等は含みません。

ご契約には、以下の各種特約が自動付帯されております。

■ 風災等支払方法変更特約(ディダクティブル型)(住総用)

風災等の損害時の保険金支払い条件や免責金額(自己負担金)に関する特約で免責金額は「なし」です。

■ 価額協定保険特約(建物新価・家財新価用)

<保険始期日:2026年7月31日以前>保険の対象と同等の建物または家財を再築または再取得するために必要な金額(再調達価額)にて保険金額を設定し、保険金額を限度に損害額を保険金として支払います(実損払い)。

<保険始期日:2026年8月1日以降>保険の対象と同等の建物を再築または再取得するために必要な金額(再調達価額)にて保険金額を設定し、保険金額を限度に損害額を保険金として支払います(実損払い)。

■ 家財の保険金支払に関する特約 <保険始期日:2026年8月1日以降>

保険の対象の家財一式を再取得するために必要な金額(再調達価額)以下の任意の額にて保険金額を設定し、保険金額を限度に損害額を保険金として支払います(実損払い)。

家財の保険金額については「世帯主の年齢・家族構成をもとにした評価額(再調達価額)」を限度に100万円以上の任意の金額で設定いただけます。

<選べる補償> 地震保険

地震・噴火・津波の被害を受けた後の**生活の再建**は、簡単とは言えません。

これを助けることを目的とした保険が、地震保険です。住宅ローンが残っている場合は、特に必要性が高くなるため、付帯をおすすめしております。 ※地震保険は単独での契約ができない商品です。火災保険と併せてご契約ください。



地震保険

地震による建物の倒壊

津波による家財の流失

建物や家財について、地震・噴火またはそれらによる津波を直接の原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害を補償する保険です。

<選べる補償> 特約

水災補償 対象外特約

建物の階数や立地条件などから、水災の危険性が極めて少ない場合など

住宅総合保険の基本補償である水災（洪水、高潮、土砂崩れなどによる損害）の補償を対象外とする特約です。

<ご注意>ご自宅の立地や周辺環境、ハザードマップなどを参考に水災の補償の必要性について十分検討のうえ選択ください。

臨時費用 補償特約

火災後、家が再建するまでのホテル宿泊費など

事故の際に臨時に生じる費用に備える特約です。事故によって損害保険金支払われる場合、100万円を限度に損害保険金の10%を補償します。

個人賠償 責任補償特約

自転車で歩行者に衝突しケガをさせてしまった場合など

補償を受けられる方（記名被保険者本人）やそのご家族が、他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときの法律上の損害賠償責任を補償します。※（1回の事故につき1億円限度）※免責金額（自己負担額）は1,000円となります。

破損・汚損損害等 補償特約（住総用）

家具の移動中に誤って壁にぶつかり穴があいてしまった場合など

日常生活のなかで不測かつ突発的な事故（うっかり事故）で、建物や家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。※建物補償は保険金額が限度、家財補償は50万円が限度となります。※免責金額（自己負担額）は建物・家財でそれぞれ50,000円となります。

給排水管修理 費用補償特約

給排水管、給排水設備の凍結による損壊や、目詰まりによる水漏れなど

給排水管を破損直前の状態に復旧するために必要な費用（10万円を限度に実際に支出した額）をお支払いします。

類焼損害 補償特約

ご自宅で起きた火災が隣の家に移り、建物が焼けてしまった場合など

ご自宅から発生した火災などにより近隣の建物や家財が損壊^{（注）}した場合に、その損害額を補償します（1回の事故につき1億円限度）。（注）煙損害または臭気付着の損害を除きます。

※2026年8月1日以降を保険始期日とする契約からご付帯いただけます。

＼すべてのご契約に**無料付帯！**／

住まいのアシスタンスサービス

日常生活のお困りごとを解決！

以下のご自宅でのトラブルに提携業者が対応に向かいます。



水まわりのトラブルサポート

例えば…

- ・トイレが詰まって水が流れない。
- ・蛇口から水が漏れて止まらない。



カギのトラブルサポート

例えば…

- ・カギを紛失して玄関ドアが開けられない。
- ・窓のカギが開けられない。



ガラスのトラブルサポート

例えば…

- ・子どもが遊んでいて窓ガラスを割ってしまった。
- ・台風で外から物が飛んできて窓ガラスが割れた。



ハチの巣トラブルサポート

例えば…

- ・ベランダの軒先にアシナガバチが巣を作った。
- ・敷地内の庭にハチが巣を作ってしまった。

【住まいのアシスタンスサービス】利用規約 (www.zurich.co.jp/-/media/jpz/zrh/pdf/fire/sumai-assist_v1.0.pdf)

※本サービスは、チューリッヒのネット火災保険の契約内容に含まれています。利用回数に制限はありません。

※60分を超える作業、特殊作業、部品代は有料対応となります。

※本サービスは、予告なくサービス内容が変更される場合があります。

※水まわりのトラブル、カギのトラブルは24時間365日駆けつけます。

※ガラスのトラブルは、出動時間が午前9時から午後8時となります。

※盗難被害によるもの、水まわりのトラブルが水漏れ被害に拡大した場合は、念の為事故のご報告をお願いいたします。

※ハチの巣駆除について、お住まいの地域によっては提携業者がない場合があります。その場合はサービス対象外とさせていただきます。



保険料

しくみを知れば、“納得”の保険料

チューリッヒは、お客さまと直接お取引をする「ダイレクト販売」により、中間コストを軽減。リーズナブルな保険料でのご提供が可能になりました。

また、保険期間は1年～5年でお選びいただけます。保険期間5年（長期契約）とすることで、1年あたりの保険料が割安になります。

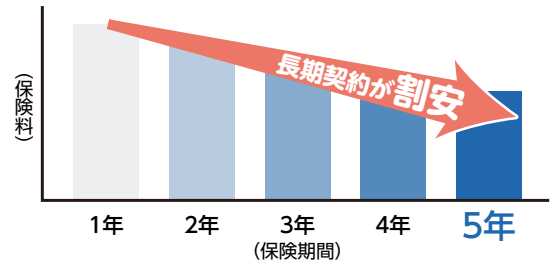


お客さまとダイレクト

中間コストは発生しない



チューリッヒ



割引制度で、さらに“安く”

火災保険

築浅割引

築年数が10年未満であること（家財には適用されません）。

「保険証券の不発行に関する特約」による割引

割引額500円

保険証券を発行しない（契約内容をウェブサイトで確認することにより割引が適用）。

※本商品はインターネット専用商品のため、すべての契約にこの特約が適用されます。

地震保険

4種類の割引があります。これらの割引を適用するには所定の確認資料のご提出が必要です。また割引を重複して適用することはできません。

建築年割引

割引率10%

1981年6月1日以降に新築された建物であること。

確認書類：建物登記簿謄本、建築確認書類 など

免震建築物割引

割引率50%

免震建築物の基準に適合する建物であること。

確認書類：住宅性能評価書、適合証明書（フラット35） など

耐震診断割引

割引率10%

地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、昭和56年（1981年）6月1日に施行された改正建築基準法における耐震基準を満たす建物であること。

確認書類：耐震基準適合証明書、住宅耐震改修証明書 など

耐震等級割引

耐震等級1～3 割引率10～50%

住宅の品質確保の促進等に関する法律より定められた耐震等級または「耐震診断による耐震等級の評価指針」に適合した耐震等級を有している建物であること。

確認書類：住宅性能評価書、適合証明書（フラット35） など



手続き方法

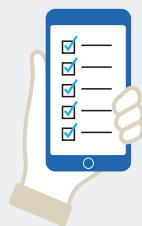
チューリッヒのネット火災保険は、お手続き完了までかんたん3ステップ。

ネット専用商品のため、郵送のお手続きは不要で、インターネットでスピーディーにお手続きいただけます。



お見積り・お申込み開始 (書類のアップロード)

ウェブサイトでお見積り内容を確認後、必要書類をアップロードしてお手続きを開始してください。



引受け内容のご連絡

当社にて、ご提出いただいた書類を元に引受け内容を確認のうえ、ご連絡いたします。数日お時間をいただくこともありますので、余裕を持ってお手続きください。



契約成立～補償開始

当社よりお申込み手続き用のEメールをお送りし、保険料のお支払い手続き後、補償開始となります。

お申込みの際に必要な書類です。必ずご用意ください。

建物情報を確認する書類

■戸建て

- ・登記簿謄本・登記事項証明書
- ・確認通知書
- ・確認済証

■マンション

- ・登記簿謄本・登記事項証明書
- ・マンション等の不動産取引の際に受取った重要事項説明書

耐火性能を確認する書類

- ・建築確認申請書
- ・設計仕様書・設計図面・パンフレットなど
- ・特約火災保険のお客さまご契約カード

地震保険割引の適用対象を証明する書類

<免震建築物割引／耐震等級割引>

- ・建設住宅性能評価書
- ・設計住宅性能評価書
- ・認定通知書(長期優良住宅)
- ・技術的審査適合証(長期優良住宅)
- ・適合証明書(フラット35) など

<耐震診断割引>

- ・耐震基準適合証明書 など

<建築年割引>

(「建物情報を確認できる書類」と同じ)

下記URLまたはQRコードより、それぞれの書類のサンプルをご覧ください。

<https://www.zurich.co.jp/fire/flow/>



よくあるご質問

「こんな時は？」にお答えします

「こんな時はどうしたら?」「こんな場合は補償される?」など、補償内容やお手続きに関する「よくあるご質問」をまとめました。

持ち家ではなく賃貸でも申込みできますか?

申し訳ございません。「チューリッヒのネット火災保険」は「持ち家」専用の保険となります。「賃貸」物件にお住まいで家財保険のみを希望される場合は、当社グループ会社の「ミニケア賃貸保険」をご検討ください。こちらは、家財保険をはじめ、賃貸住宅入居者のみに必要となる借家人賠償責任補償や修理費用の補償がセットされています。商品の特長や補償内容をよくご確認のうえ、お手続きください。

家財の補償は必要ですか?

はい、家財にも補償を付帯することをおすすめします。「高価な家財を所有していないから補償は必要はない」と考える方もいらっしゃるかもしれませんが、日常生活で所有している家財の合計金額は意外と高額となります。万が一損害が発生した場合、元通りに家財を再取得するには多大な費用が発生してしまいます。

地震保険は必要ですか?

地震・噴火・津波の被害を受けた後の生活の再建は、簡単とは言えません。これを助けることを目的とした保険が、地震保険です。住宅ローンが残っている場合は、特に地震保険の必要性が高くなるため、付帯をおすすめしております。

マンションに住んでいたら水災補償は不要ですか?

水災補償は、お申込みの際に外すことも可能ですが、お住まいの階層や地域により災害リスクは異なります。マンションの上層階は床上浸水にあうリスクは低いですが、低層階は大雨による洪水で浸水する可能性があります。また土砂崩れの危険がある地域にお住まいの場合もリスクが高まります。お住まいの地域の災害リスクを「ハザードマップ」などで十分に確認のうえ検討ください。

申込みの際に必要な書類はありますか?

建物の種類を確認するための建物構造確認資料、建物の耐火性能を確認するための耐火性能確認資料が必要となります。また、地震保険の割引の適用を受ける場合には、建物の免震・耐震性能を確認するための地震保険割引書類などが必要となります。それぞれどのような書類となるか、P7～P8に記載がございますので、ご確認ください。